

旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
(施策番号Ⅶ-3-4)

添付資料

測定指標1：旧陸海軍人事関係等資料のデータベース化

1 概要

厚生労働省では、旧陸海軍等が作成した人事関係資料などを保有しており、援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨収集、慰霊巡拝）などの援護関係業務のため、使用している。これらの資料については、経年により劣化が進行し、かつ、損傷が激しいことから、資料のデータベース化を図る。

2 資料の使用目的

- (1) 恩給請求、公的年金への通算等にかかる軍歴証明資料
- (2) 戦没者の死亡公報補完資料
- (3) 遺骨収集、慰霊巡拝等の各種慰霊事業実施にかかる基礎資料
- (4) 未帰還者等の調査、遺骨及び遺留品の調査等
- (5) その他（叙位叙勲に係る履歴証明等）

3 平成23～27年度の測定指標（目標）について

平成23年度から戦後70周年に当たる平成27年度までに、5ヶ年計画で、約2,700万件の旧陸海軍人事関係等資料のデータベース化を行うこととし、27年度に当該データベース化が完了。

【5ヶ年計画におけるデータベース件数（累計）】

H23	H24	H25	H26	H27
668万件	1,144万件	1,947万件	2,413万件	2,711万件

4 平成28年度の測定指標（目標）について

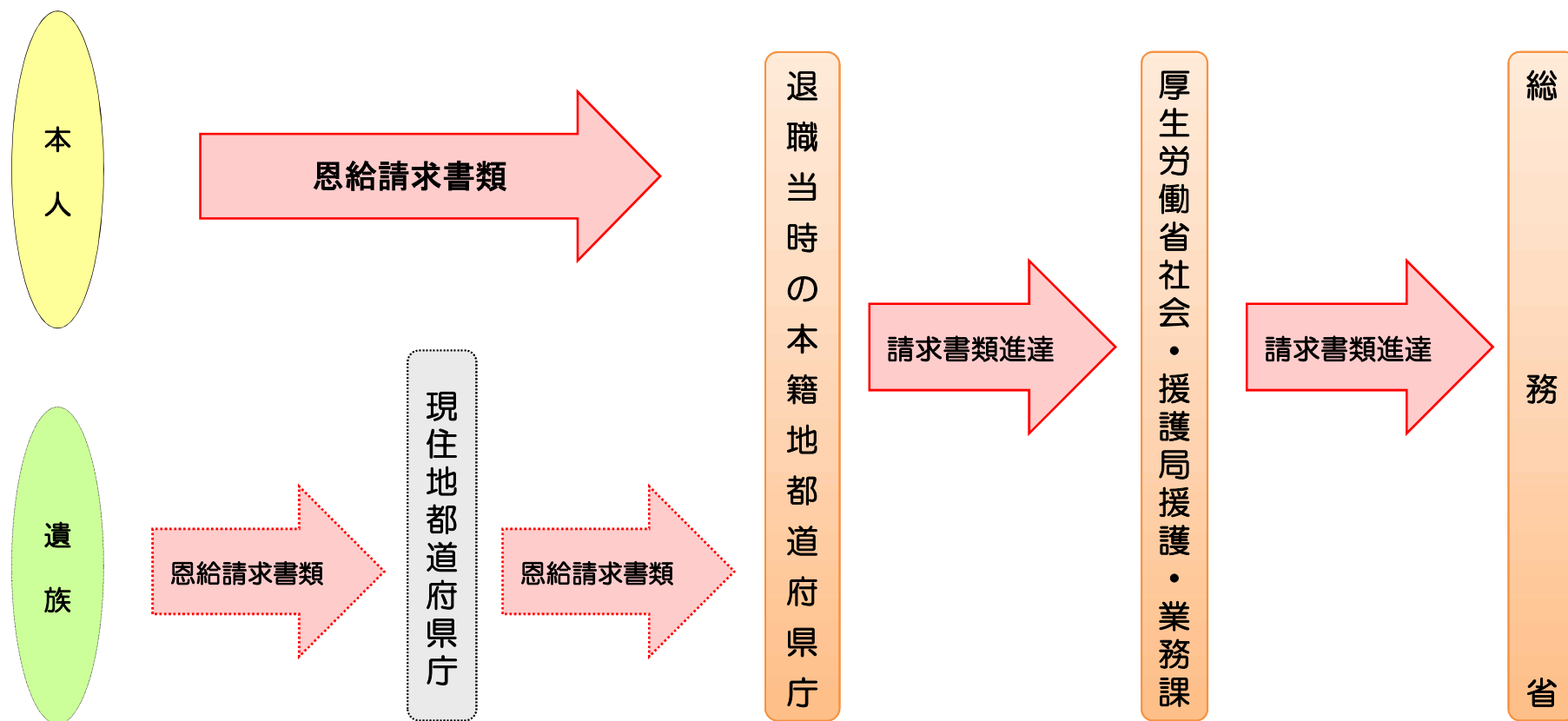
上記5ヶ年計画中に資料を整理する中で、当初計画に含んでいなかった資料（約100万件）についても整理することができたため、平成28年度は当該資料のデータベース化を目標とする。

測定指標2: 恩給進達事務

恩給の請求は、退職当時の本属庁(所属官庁)を経由して提出しなければならない。これは、本属庁に履歴その他勤務に関する原本が備えられているためである。厚生労働省は、陸海軍省の残務(人事記録)を継承した官庁として、軍人・軍属及びその遺族からの恩給請求について、請求者の退職当時の本籍地を管轄する都道府県から恩給請求書類の送付を受け、必要な審査を行った後、裁定庁である総務省に進達している。請求者は高齢化しており、迅速な対応が求められている。

事務の流れ

平成27年度実績: 104件

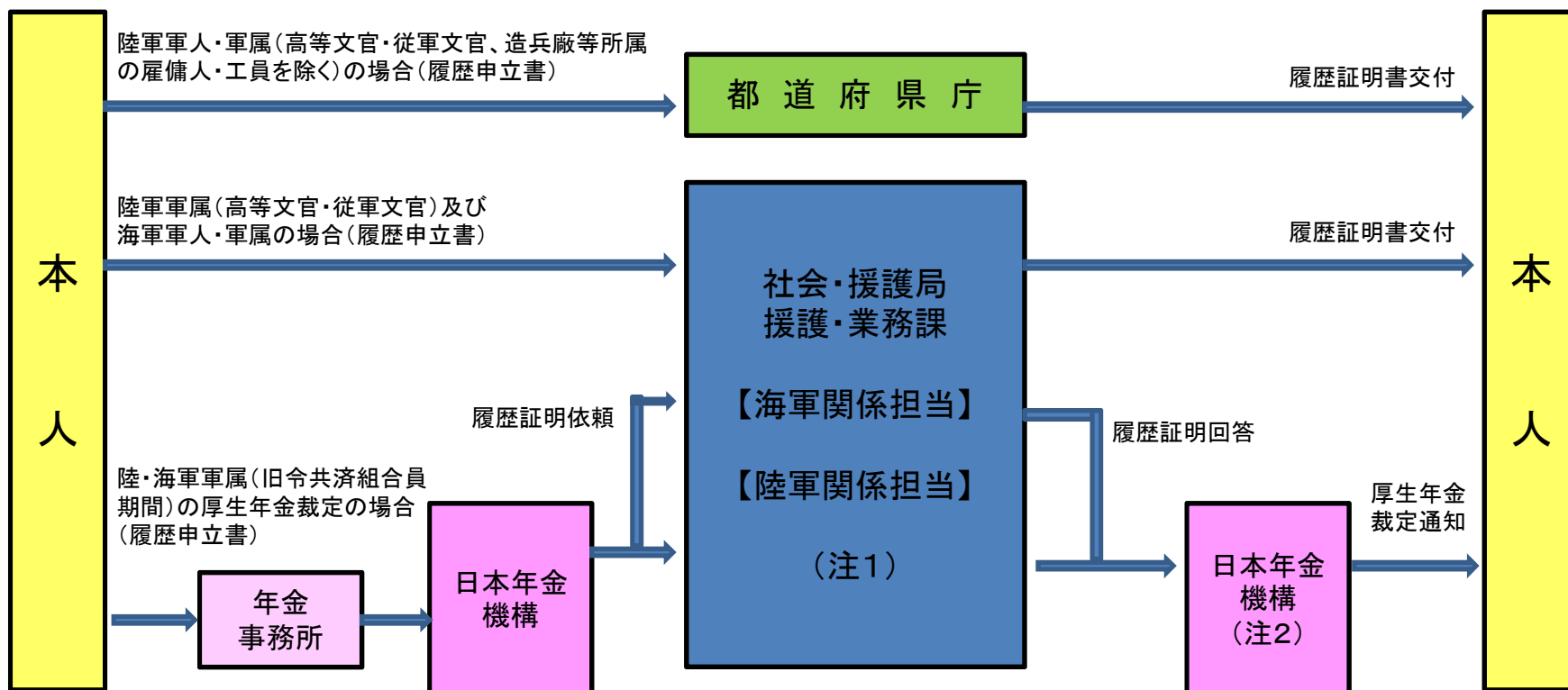


測定指標3: 軍歴調査(証明)事務

旧陸海軍軍人・軍属の軍歴は、恩給及び各種共済組合の退職年金への通算対象となる。また、厚生年金保険法、国民年金法の改正に伴う旧令共済組合員期間の通算、叙勲、被爆者健康手帳申請等の際に軍歴が必要とされる。旧陸海軍の人事記録を引き継いだ厚生労働省及び各都道府県は、これら関係者からの請求に応じ、軍歴証明書を発行し、交付している。請求者は高齢化しており、迅速な対応が求められている。

事務の流れ

平成27年度実績: 5,556件



(注1) 所属に応じて都道府県庁へも証明依頼している

(注2) 履歴証明書は日本年金機構から国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課あて送付され、旧令共済組合員期間証明を得ている。

測定指標4: 抑留者関係資料の調査

1 事業の概要及び経緯

(1) 終戦間近の昭和20年8月9日、ソ連が日ソ中立条約を破棄し参戦したことにより、戦後、旧満洲、樺太、千島から約57万5千人の軍人等はシベリア及びモンゴルに強制抑留され、各地の収容所において強制労働に従事させられたが、収容所に連行される途中及び収容後の重労働や生活環境の不良、酷寒下の越冬等の悪条件により多数の死亡者を出した。

(抑留者数)

① 旧ソ連地域に抑留された者	約 575,000人
② 現在までに帰還した者	約 473,000人
③ 死亡と認められる者	約 55,000人
④ 病弱のため入ソ後旧満州・北朝鮮に送られた者等	約 47,000人

(2) 平成3年に、日ソ間で「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」が締結され、約3万7千人分の抑留中死亡者名簿が引き渡された。その後も協定を継承したロシア連邦政府等から数次にわたり死亡者名簿等が提供されている。

(3) 当局においては、ロシア政府等より提供された名簿等と日本側資料との照合調査を行い、死亡者を特定した場合は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、提供された名簿等の記載内容を遺族にお知らせしている。

2 平成23～27年度の測定指標(目標)について

平成22年度末時点において、ソ連抑留中死亡者のうち、名簿の提供はあったが情報不足により特定できていない者が約8千件あった。当該8千件の照合調査を平成23～27年度の間実施することを目標とし、年1,600件の照合調査を実施した。

3 平成28年度の測定指標(目標)について

平成27年4月、ご遺族が高齢化している現状を踏まえると、問い合わせの契機となる情報はできる限り広く提供した方が良いとの判断から、これまでに取得した抑留者に関する保有資料の全てについて、資料の概要と主な記載内容等を厚生労働省ホームページで追加公開し、さらに、これまでシベリア・モンゴル地域の抑留中死亡者の照合調査を優先してきたが、この他の地域(興南、大連、元山、樺太等)における死亡者の照合調査も速やかに実施することとした。

平成28年度は、平成27年4月にホームページで追加公表した名簿形式資料約7,000件について、日本側資料との照合調査を実施することを新たな測定指標(目標)とする。

資料整備計画

3～6年度 7年度 8年度 9年度 10年度 11年度 12年度 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度

留守名簿(陸軍)

海軍軍属名簿

死亡者連名簿(陸・海軍)、功績調書(海軍)
除隊召集解除者連名簿(陸・海軍)
陸軍工員船員名簿、身上申告書(陸・海軍)

6カ年整備(13～18年度)
軍人功績調査票(横須賀・佐世保鎮守府)
復員業務従事者名簿・・・以上海軍関係

5カ年整備(14～18年度)
軍人功績調査票(舞鶴鎮守府)、異動通知
軍人軍属帰還者カード、海軍共済組合脱退一時金カード
退職手当調書・・・以上海軍関係
引揚者(乗船者)名簿、引揚者在外事実調査票

整備計画(15年度～)
陸海軍関係諸規則

8カ年整備(16～23年度)
履歴原表(海軍)
入院患者名簿等(陸軍)

原本資料保存・管理環境整備

5カ年整備(平成23年度～27年度)

※海軍入籍番号簿、軍人本籍地名簿、海軍軍人叙位叙勲履歴票、海軍士官名簿、海軍功績調査票(各鎮)、海軍航空勤務・不健康業務日誌、軍属船員名票、陸軍内地還送患者名簿、陸軍工金カード、陸軍病院入院患者名簿(カード)、復員人名票、船員死亡者カード、他。

・従軍文官履歴(陸軍)
・船工員名簿(陸軍)
・船員本籍地名簿(陸軍)
・船舶行動表(陸軍)
・海軍軍属名簿(海軍)
・船舶行動表(海軍)

2カ年整備計画(20～21年度)
北朝鮮死亡者関係の資料(陸軍)

2カ年整備計画(21～22年度)
軍人軍属功績調査票(海軍)

遺骨帰還・慰霊巡拝報告書(25年度～)

ソ連抑留中死亡者資料整備(3年度～)

ソ連抑留帰還者
資料整備

2カ年整備(16,17年度)
ソ連抑留中死亡者等
個人資料整備

抑留者登録カード
(平成21年度～22年度)